

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 2月24日

【会社名】 F D K株式会社

【英訳名】 FDK CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 望 月 道 正

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目 6番41号

【電話番号】 03(5715)7400(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 持 田 健 二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目 6番41号

【電話番号】 03(5715)7400(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 持 田 健 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく報告）

#### (1) 当該事象の発生日

平成28年2月24日

#### (2) 当該事象の内容

当社の連結子会社であるFDK鳥取株式会社では、退職給付債務の計算に当たり、小規模企業（従業員数原則300名未満）に容認されている簡便法を適用しておりましたが、今後の事業規模拡大に伴う従業員数の増加を考慮し、当社グループが採用している原則法に変更し、グループ会社間での会計処理を統一いたします。

#### (3) 当該事象の連結損益に与える影響

当該事象による影響額は、現時点においては未だ試算段階であり、最終の計上額については、年金数理人の計算結果を待ち確定することとなるため、詳細が決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

### 2. 当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく報告）

#### (1) 当該事象の発生日

平成28年2月24日

#### (2) 当該事象の内容

当社の持分法適用関連会社であるNANJING JINNING SANHUAN FDK CO.,LTD.において、構造改革に伴う固定資産の減損処理を実施いたします。

#### (3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響

当該事象により、平成28年3月期の連結財務諸表において、持分法投資損失として営業外費用3億円ならびに平成28年3月期の個別財務諸表において、特別損失8億円が生じる見込みです。

以上